

## 第2章 用地調査等の基本的処理方法

### 第1節 用地調査等の実施手続

( 施行上の義務及び心得 )

第6条 受託者は、用地調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続は、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等は、補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握したうえで、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けなければならない。

( 現地踏査 )

第7条 受託者は、用地調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

( 作業計画の策定 )

第8条 受託者は、用地調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。

2 受託者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

( 調査職員の指示等 )

第9条 受託者は、用地調査等の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせたうえ調査職員から業務の実施について、必要な指示を受けるものとする。

2 受託者は、用地調査等の実施に当たり、この仕様書、特記仕様書又は調査職員の指示について疑義が生じたときは調査職員と協議するものとする。

( 支給材料等 )

第10条 受託者は、用地調査等を実施するに当たり、必要な図面その他の資料を支給材料として使用する場合には、委託者から貸与又は交付を受けるものとする。

2 登記事項証明書の交付等を受ける必要がある場合は、別途調査職員と協議するものとする。

3 支給材料の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、支給材料の引渡しは、支給材料引渡通知書(様式第1号)により行うものとする。

- 4 受託者は、前項の支給材料を受領したときは、支給材料受領書（様式第2号）を作成して調査職員に提出するものとする。
- 5 受託者は、用地調査等の業務が完了したときは、当該用地調査等の業務の完了の日に支給材料を返納するとともに、支給材料清算書（様式第3号）及び支給材料返納書（様式第4号）を調査職員に提出するものとする。

#### （立入り及び立会い）

- 第11条 受託者は、用地調査等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。
- 2 受託者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、調査職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。
  - 3 受託者は、用地調査等を行う土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

#### （障害物の伐除）

- 第12条 受託者は、用地調査等を行うため障害物を伐除しなければ困難と認められるときは、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 調査職員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第5号）を調査職員に提出するものとする。

#### （身分証明書の携帯）

- 第13条 受託者は、委託者から用地調査等に従事する者の身分証明書の交付を受け、業務に従事する者に携帯させなければならない。
- 2 用地調査等に従事する者は、権利者等から請求があつたときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
  - 3 受託者は、用地調査等が完了したときは、速やかに、身分証明書を委託者に返納しなければならない。

#### （算定資料）

- 第14条 受託者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定に当たっては、発注年度の損失補償算定標準書（北陸地区用地対策連絡会監修）に基づき行うものとする。ただし、当該損失補償算定標準書に掲載のない損失補償単価等については、次の各号の順位により算定するものとする。
- 一 石川県土木部が、建物、土木工作物等の工事を施工する場合の労賃及び資材の単価又は歩掛り（積算基準単価）

- 二 「建設工事標準歩掛り」及び「月刊建設物価」( (財)建設物価調査会 )記載の単価。ただし、公表価格については80%で補正した単価。
- 三 「標準工事歩掛要覧」及び「月刊積算資料」( (財)経済調査会 )記載の単価。ただし、公表価格については80%で補正した単価
- 四 積算ポケット手帳による細目種別における資材単価を80%で補正した単価
- 五 専門業者による見積り(項目別に積算内訳が明示されたものとし、原則として複数の専門業者から徴するものとする。)

( 調査職員への進捗状況の報告 )

第15条 受託者は、調査職員から用地調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 受託者は、前項の進捗状況の報告に、管理技術者を立ち合わせなければならない。

( 成果品の一部提出等 )

第16条 受託者は、用地調査等の実施期間中であっても、特記仕様書により成果品の一部の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 受託者は、前項で提出した成果品について調査職員が審査を行うときは、管理技術者及び調査職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。
- 3 受託者は、特記仕様書により精度監理を実施するものとされたものについては、特記仕様書に基づき、成果品を仮提出しなければならない。

( 成 果 品 )

第17条 受託者は、次の各号により、別記1成果品一覧表に掲げる成果品等を各種電子媒体によるデータ(フォーマット形式は、調査職員の指示を受けること)で納品するものとする。なお、その他、原図等の提出については、調査職員の指示によるものとする。

- 一 用地調査等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
  - 二 表紙には、契約件名、年度(又は履行期限の年月)委託者及び受託者の名称を記載する。
  - 三 目次を付す。
  - 四 容易に取りはずすことが可能な方法により、編綴する。
- 2 本仕様書に様式の定めのないものは、調査職員の指示による。
  - 3 受託者は、成果品の作成に当たり、使用した調査表等の原簿を契約書第39条に定めるかし担保の期間保管し、調査職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

( 検 査 )

第18条 受託者は、検査員が用地調査等の完了検査を行うときは、管理技術者及び調査職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。

- 2 受託者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に速やかに

従わなければならない。

(精度監理対象業務の対応)

第19条 受託者は、第16条第3項で仮提出した成果品の内容等について、調査職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

2 受託者は、仮提出した成果品の内容等について、調査職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。

3 受託者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

## 第2節 数量等の処理

(用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い)

第20条 用地測量の面積計算は、原則として、座標法又は座標値に基づく数値三斜法によるものとする。

2 用地測量に係る計算数値の取扱いは、座標法、数値三斜法による場合の計算の表示単位と桁数については、次の各号に掲げるところによるものとする。なお、端数は切捨てとする。

一 座標法による場合は、次による。

項目	単位	桁数
長さ	m	小数点以下3桁
面積	m <sup>2</sup>	小数点以下6桁

二 数値三斜法による場合は、次による。

項目	単位	桁数
底辺及び垂線長	m	小数点以下3桁
境界辺長	m	小数点以下3桁
倍面積及び合計	m <sup>2</sup>	小数点以下6桁
面積	m <sup>2</sup>	小数点以下6桁

(建物等の計測)

第21条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

- 2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
- 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
  - 一 根本周囲、胸高直径は、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
  - 二 枝幅、樹高は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)とする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生け垣用木については、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
- 5 芝、地被類、草花等が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位(少数点以下第2位四捨五入)とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第22条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるものとする。
- 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(計算数値の取扱い)

第23条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。
  - 一 数量計算の集計は、補償額算定調書は計上する項目ごとに行う。
  - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨て)まで求める。
  - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨て)まで算出する。

( 補償額算定書等に計上する数値 )

第24条 補償額算定書等に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第21条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第22条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)で計上する。

( 補償額等の端数処理 )

第25条 補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

- 一 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100円未満のとき	1円未満切捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切捨て
10,000円以上のとき	100円未満切捨て

- 二 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切捨てとする。
- 三 建物移転料の算定に当たり、推定再建築費は、棟毎に1,000円未満を切り捨てた金額とする。
- 四 工作物等の補償単位は、次による。

100円未満のとき	1円未満切捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切捨て
10,000円以上のとき	100円未満切捨て

- 五 工作物移転料の算定に当たり、消費税等補償額を算定する前の補償額は、100円未満を切り捨てた金額とする。